

報酬規定

1. 財務計算業務報酬

(1) 法人

◆顧問会計報酬月額表（税込）（令和6年4月現在）

年間売上高基準

業種割合 月額顧問報酬	小売り	卸売	製造・建設	飲料・旅館	加工・サービス
	100%	40%	80%	200%	250%
	万円未満	万円未満	万円未満	万円未満	万円未満
22,440 円	4,000	10,000	5,000	2,000	1,600
23,760 円	5,000	12,500	6,250	2,500	2,000
25,080 円	5,500	13,750	6,870	2,750	2,200
26,400 円	6,200	15,500	7,750	3,100	2,480
27,720 円	7,000	17,500	8,750	3,500	2,800
29,040 円	7,500	18,750	9,370	3,750	3,000
30,360 円	8,000	20,000	10,000	4,000	3,200
31,680 円	8,800	22,000	11,000	4,400	3,520
33,000 円	9,500	23,750	11,870	4,750	3,800
34,320 円	10,000	25,000	12,500	5,000	4,000
35,640 円	10,700	26,750	13,370	5,350	4,280
36,960 円	11,400	28,500	14,250	5,700	4,560
38,280 円	12,000	30,000	15,000	6,000	4,800
39,600 円	12,500	31,250	15,620	6,250	5,000
40,920 円	13,200	33,000	16,500	6,600	5,280
42,240 円	14,000	35,000	17,500	7,000	5,600
43,560 円	14,700	36,750	18,370	7,350	5,880
44,880 円	15,500	38,750	19,370	7,750	6,200
46,200 円	16,500	41,250	20,620	8,250	6,600
47,520 円	17,500	43,750	21,870	8,750	7,000
48,840 円	18,500	46,870	23,430	9,250	7,500
50,160 円	19,300	48,250	24,120	9,650	7,720
51,480 円	20,100	50,250	25,120	10,050	8,040
52,800 円	20,900	52,250	26,120	10,450	8,360
54,120 円	21,800	54,500	27,250	10,900	8,720
55,440 円	22,600	56,500	28,250	11,300	9,040
56,760 円	23,400	58,500	29,250	11,700	9,360
58,080 円	24,200	60,500	30,250	12,100	9,680
59,400 円	25,000	62,500	31,250	12,500	10,000
60,720 円	27,500	68,750	34,370	13,750	11,000
62,040 円	30,000	75,000	37,500	15,000	12,000
63,360 円	33,000	82,500	41,250	16,500	13,200
64,680 円	36,500	91,250	45,620	18,250	14,600

- ① 取引額が各該当欄を超える場合は、前ページの表に準じて取り決める。
1. 前ページの表以外の業種については、前ページの表を準用する。
 2. 事務の難易により、協議して別に定めることかできる。
 3. 顧問報酬は、1期毎に見直しを行う。
 4. 別途消費税を加算する。(以下の報酬等も全て同じ)

② 会計業務報酬
 通常の会計業務の報酬は顧問報酬に含まれるか、記帳代行となる場合及び支店営業所のある場合等は、別に契約を締結し、相当額を取り決める。

※元帳作成、交通費、通信費等の実費は別途。決算1回につき2,200円～13,200円。

- ③ 決算報酬
1. 顧問会計報酬月額表の6ヶ月分。
 2. 継続的に顧問報酬を受領していない場合は、顧問報酬月額表により報酬月額の12ヶ月分(但し、試算表、元帳まで正確にできている場合は、報酬月額の8ヶ月分)

(2) 個人

- ① 顧問報酬
 法人の顧問報酬月額額の70%相当額とする。顧問報酬改訂期は、原則として1年毎の4月とする。
- ② 会計業務報酬
 法人の会計業務報酬に準ずる。
- ③ 決算報酬
- a. 顧問報酬月額規定の6ヶ月分、この場合決算に伴う税務申告手数料は無料とする。
 - b. 継続的に顧問報酬を受領していない場合は、顧問報酬表により報酬月額額の70%相当額の12ヶ月分

2. 経営分析・診断・コンサルティング業務報酬

分析、診断、コンサルティングの難易度により、相当額。企業再建の場合は、着手金と成功報酬を取り決める。中小企業の会計に関する指針に基づくチェックリストの作成は、1件33,000円。

3. 税務申告と税務代理業務報酬

(1) 税務申告

a. 分離譲渡所得税	所得金額基準	年取引金額基準	報酬額
	300万円未満	3,000万円未満	88,000円
	500万円未満	5,000万円未満	132,000円
	1,000万円未満	1億円未満	198,000円
	3,000万円未満	3億円未満	330,000円
	5,000万円未満	5億円未満	495,000円
	5,000万円以上	5億円以上	550,000円
	1,000万円増す毎	1億円増す毎	55,000円加算

事案が著しく複雑な場合は100%を限度として加算することができる。(以下同じ)
 所得金額基準と年取引金額基準については低い方の報酬額とする。

- b. 相続税
 基本報酬額220,000円に、次の基準による金額を加算する。

遺産の総額		遺産の総額	
3,000万円未満	110,000円	5億円未満	2,530,000円
5,000万円未満	220,000円	6億円未満	2,860,000円
7,000万円未満	330,000円	7億円未満	3,300,000円
1億円未満	660,000円	8億円未満	3,850,000円
2億円未満	1,100,000円	10億円未満	4,400,000円
3億円未満	1,650,000円	10億円以上	5,500,000円
4億円未満	2,090,000円		

遺産の総額とは、小規模宅地、地積規模の大きな宅地等の節税を施す前の評価額の合計額とし、債務葬式費用の控除前の金額とする。

1億円増す毎に330,000円を加算

加算報酬：遺産の総額に係る報酬額については、共同相続人(受遺者を含む)1人を増す毎に10%を加算する。遺産分割協議の立会・作成等、延納・物納の申請等の業務については、その難易度に応じて取り決める。

c. 贈与税

相続税の報酬額の30%

d. 地価税等

相続税の報酬額の70% (2年目以降は35%)

e. 住民税・事業税

事業所1ヶ所につき、所得税又は法人税に定める報酬年額の10%相当額

f. 消費税・地方消費税等

1税目につき、所得税又は法人税に定める報酬年額の30%相当額

消費税等の還付事案は、還付金額の原則20% (実費別) を成功報酬とする。

g. 給与等の源泉所得税その他の税目

1税目につき、所得税又は法人税に定める報酬年額の10%相当額

h. その他の税務書類の作成報酬

年末調整事務：1件当たり基本報酬33,000円 (3名まで) 4人目以降1人当たり2,200円

給与支払報告：1人当たり1,100円、法定調書16,500円、償却資産税11,000円、財産債務調書22,000円

各種届出書：提出先1件当たり5,500円 (2枚以上に及ぶものは1枚2,200円を加算する)

マイナンバー保管料：1件当たり1,100円

各税目のシミュレーション作成料金：各税目の報酬年額の20%相当額

(但し、本契約に至る場合はシミュレーションを充当する)

(2) 税務代理報酬

a. 税務調査もしくは検査の立会い、又は官公署への出頭その他 (打ち合わせ日を含む)

日当1日88,000円 (通常2~3日を要する)

b. 交通費、宿泊料 その他実費額

c. 書面添付 料金：1回55,000円 月額報酬に組み込むか、決算報酬に加算する。相続税等は別途とり決める。

税務調査のほとんどは2日間です。調査の立会いも発生します。これを「税理士の書面添付制度」を利用することにより、調査がなくなる、又は調査前に税理士に問い合わせがあり解決する可能性があります。

税務調査があった場合、1日分の立会い料は請求しません。

(1日を超えた場合の超えた日数、及び、修正申告料は別途請求)

税務調査がない為の保険料的な性格の料金となります。

4. 事業継承、相続対策業務報酬

(1) 調査分析報告、相続シミュレーションによる相続対策、成年後見人の検討

難易度及び財産額により相当額。但し、実稼働 1人 1日 55,000円

(2) 遺言のお手伝い

遺言内容の検討、公証人役場への手配、同行

一緒に考え行動します。日当1日88,000円

(3) 実践

予想される節税額又は効果額の5%相当額

5. 商業登記業務報酬（司法書士と提携しております）

単位：円 2023 9月版

依頼事項		報酬額(税込)	登録免許税	合計額(税込)	備考		
設立	株式会社設立 (資本金100万円未満)	印鑑有	126,500	186,100	312,600	株式会社の定款認証手数料は、資本金額により以下の通りとなります。なお、定款は弊社所定書式となります。 資本金100万円未満：32,000円 100万円以上300万円未満：42,000円 300万円以上：52,000円 完了後謄本、印鑑証明書については、各1通ずつの取得、郵送料等3,150円は登録免許税等に含まれております。 株式会社の資本金が2,144万円を超える場合、合同会社の資本金が858万円を超える場合、登録免許税が加算されます。 印鑑は代表印・角印・銀行印（柘植）の3セット、3本ケース及び横判（3段～4段）になります。横判の4段目は設立時にTEL・FAXが確定している場合に発注可能です。	
		印鑑無	110,000	186,100	296,100		
	株式会社設立 (資本金100万円以上300万円未満)	印鑑有	126,500	196,100	322,600		
		印鑑無	110,000	196,100	306,100		
	株式会社設立 (資本金300万円以上)	印鑑有	126,500	206,100	332,600		
		印鑑無	110,000	206,100	316,100		
	合同会社設立	印鑑有	115,500	64,100	179,600		
		印鑑無	99,000	64,100	163,100		
	本店が遠方の場合		22,000	0	22,000		一都三県以外の場合は、報酬に加算されます。
	現物出資がある場合		44,000	0	44,000		報酬に加算されます。
依頼事項		報酬額(税込)	登録免許税	合計額(税込)	備考		
変更等	議事録等作成（1通）		16,500	0	16,500	弊社所定の書式の場合	
	定款整備		22,000	0	22,000	弊社所定の書式の場合	
	役員変更（議事録作成別） 以下同じ		38,500	10,000	48,500	資本金が1億円を超える場合は、登録免許税は3万円となります。 任期懈怠等で、作業が煩雑になる場合は、別途お見積りが必要となります。	
	代表者住所・氏名変更		38,500	10,000	48,500	資本金が1億円を超える場合は、登録免許税は3万円となります。	
	取締役会設置・廃止		22,000	30,000	52,000		
	監査役設置・廃止		22,000	30,000	52,000	同時に行えば登録免許税は二重にかかりません。 株券廃止については、株券提供公告が必要な場合は、別途費用が発生致します。	
	商号変更		44,000	30,000	74,000		
	目的変更		44,000	30,000	74,000		
	株券廃止		44,000	30,000	74,000		
	発行可能株式総数の変更		22,000	30,000	52,000		
	譲渡制限変更・設定		22,000	30,000	52,000		
	増資		110,000	30,000~	140,000~		登録免許税は、増加する資本金の額に7/1000を乗じたものであり、その額が3万円に満たない場合は3万円となります。
	増資（現物出資）		154,000	30,000~	184,000~		
	本店移転(同一管轄)		44,000	30,000	74,000		
	本店移転(他管轄)		77,000	60,000	137,000		
	支店設置		77,000	60,000	137,000		
	支店移転		66,000	30,000	96,000		
	支店廃止		66,000	30,000	96,000		
	解散・清算人選任		44,000	39,000	83,000		
清算終了		55,000	2,000	57,000	官報公告を出稿する場合は別途約費用がかかります。		
有限会社から株式会社へ移行		132,000	60,000	192,000	増資が伴わない場合の金額となります。		

※税務書類作成届出料は別途 1件5,500円(税込)

注：上記報酬表に基づき請求書を発行し、金額のご了承後、提携先である渡邊司法書士事務所又は明成法務司法書士法人にて登記手続をさせていただきます。

6. その他付随業務の報酬

(1) 給与計算	対象人数4名未満		月16,500円
	対象人数4名以上	1名につき	2,200円加算
(2) 労働保険・社会保険加入業務	1件		110,000円
(3) 労働保険申告、算定基礎届	1件		44,000円
(4) 建設業許可宅建業申請	新規1件	220,000円	更新 110,000円
	入札1件	110,000円	営業年度報告1期分 44,000円
(5) 産廃物、風俗営業、運送業等	事案に応じ相当額		
(6) 金融機関関係提出書類の作成	1件		55,000円
(7) 市場調査、信用調査、営業管理	難易度により相当額		
(8) 助成金の申請書類の作成及び代理	難易度により相当額		
★着手金 委託を受けた事案につき、この規定に定める報酬の50%以内を着手金として申し受ける。(以下同じ)			

7. 危機管理業務報酬

議事録の作成	1件当たり	55,000円
--------	-------	---------

生命保険・損害保険の加入は、当事務所の社外保険部門の優秀なスタッフが税務的側面についても詳細に検討し、最適なプランをアドバイスいたします。
 代理店手数料がありますので、お客様の負担はありません。

8. 財務運用プランの作成助言報酬

(1) 現況調査・登録	88,000円	
(2) 運用プランの作成・報告	運用額	事案に応じ個々に見積もる
(3) 実際の運用・継続的な助言	運用額	事案に応じ個々に見積もる
(4) 不動産の仲介の場合、宅地建物取引業法の規定による報酬額とする。 取引金額が400万円超の場合「取引金額 × 3% + 6万円」以内。		

9. 経理事務員の教育

(1) 対象者

1人の場合	1時間につき	5,500円	経験・レベル・教育内容により異なる	
5人まで	2人目から1人当たり		1時間につき	3,300円
6人以上	6人目から1人当たり		1時間につき	2,200円

※教育費は実費とし、特に教材を作成する場合は、前項に準じて教材費として請求いたします。

(2) 経理事務員の派遣

1時間につき（難易度により）	3,300円～5,500円
----------------	---------------

※交通費等実費は別途とします。

不動産所得料金表（標準）

個人申告

青色申告の場合（管理会社に委託しており、毎月資料が整っているケース）

消費税等込 以下同じ

戸数	顧問料	実費（通信費等）
9戸まで	年間 110,000円（うち決算料 55,000円）	決算1回 1,100円
10戸～20戸まで	年間 198,000円（うち決算料 66,000円）	決算1回 2,200円

※2棟目を購入した場合には、増加売上の1%を顧問料に追加する。
 （空室は考えないものとする。大幅な空室に関しては、個別相談とする）
 管理会社に委託していない場合は、3割加算させていただきます。

不動産管理法人の申告

青色申告の場合（管理会社に委託しており、毎月資料が整っているケース）

戸数	顧問料	実費（通信費等）
	年間 242,000円（うち決算料 132,000円）	年間 6,600円

（例1）個人申告のみの場合

- ①基本料金（1棟15戸購入済）
 年間198,000円（実費 2,200円）＜合計 200,200円＞

2棟目購入

購入物件が1棟10戸 家賃1戸 月額 55,000円の場合

- ②追加料金
 10戸 × 55,000円 = 550,000円
 550,000円 × 12か月 = 6,600,000円
 6,600,000円 × 1% = 66,000円（追加）

③顧問料

- ① + ② = 264,000円（実費 2,200円）＜合計 266,200円＞

（例2）個人申告と管理法人の場合

- ①基本料金
 （法人）年間242,000円
 （個人）年間198,000円
 合計440,000円（実費 8,800円）＜合計 448,800円＞

個人が2棟目購入

購入物件が1棟10戸 家賃1戸 月額 55,000円の場合

- ②追加料金
 10戸 × 55,000円 = 550,000円
 550,000円 × 12か月 = 6,600,000円
 6,600,000円 × 1% = 66,000円（追加）

③顧問料

- ① + ② = 506,000円（実費 8,800円）＜合計 514,800円＞

※ 顧問料の中には、記帳代行料、相談料、指導料、決算料、確定申告料が含まれます。年末調整、償却資産税申告、法定調書、給与支払事務手数料等は本来の報酬規定によります。完全に自計化できる場合は、1者（1社）当たり、30%値引きします。

とりやま相続相談室報酬規定

(以下、消費税及び実費 は別途)

公正証書遺言作成サポート

遺言書文案チェック・作成・財産目録・相続関係図作成・公証人役場取りまとめ、他諸経費含む。(基本料金110,000円)

財産の評価額の合計 (不動産については固定資産税評価額)	手数料
1億円以下の場合	110,000円
1億円を超え3億円以下の場合	(財産の評価額の合計 - 1億円) × 0.08% + 11万円
3億円を超える場合	(財産の評価額の合計 - 3億円) × 0.06% + 19万8千円

※但し、複雑・特殊事情などがある場合、加算報酬が発生します。

遺言執行者受託報酬

遺言執行者は当事務所代表又は各支店長がお引き受けいたします・・・お引受金額 220,000円

(遺言書作成時にお支払願います)

遺言執行の報酬

遺言執行者の手数料は、相続開始時に発生します。手数料の金額は、相続財産の金額によって異なります。

手数料は、相続財産からお支払い頂くことを原則としています。

財産の評価額の合計	手数料
3,000万円以下の場合	330,000円
3,000万円を超え1億円以下の場合	(財産の評価額の合計 - 3,000万円の1%相当額 + 33万円)
1億円を超え3億円以下の場合	(財産の評価額の合計 × 0.8% + 33万円)
3億円を超える場合	(財産の評価額の合計 - 3億円) × 0.7% + 209万円

※但し、複雑・特殊事情などがある場合、加算報酬が発生します。

立会証人報酬 (公証人立会報酬で2人必要です)

1人・・・33,000円、当事務所代表又は各支店長・・・55,000円

手続き同行報酬

金融機関や役所に同行し、名義変更などの手続きのサポートをいたします。

日当・・・33,000円

遺言書保管料

当事務所の金庫にて、相続開始まで厳重に保管いたします・・・11,000円/年

遺産分割協議書作成

遺言証書があれば、それをもとに遺産分割が出来ますが、ない場合または遺言証書を作成後にできた新たな財産は遺産分割協議書が必要になります。

作成料・・・110,000円 打ち合わせ費用・・・55,000円/回

上記金額に実費は別途頂戴いたします。